

# 9月9日は救急の日です

「救急の日」は救急業務ならびに救急医療に対する国民の理解と認識を深め、心肺蘇生法などの応急手当に対する意識の高揚を図ることを目的に制定されました。

9月3日～9月9日の1週間は救急医療週間です。

「いざ」という時のためこの機会に、ご家族で応急手当についてお話しください。

## 普通救命講習開催

国東市消防本部では3ヶ月に1回、定期普通救命講習を開催しています。次の開催は下記の通りです。個人またはグループでお申し込みください。

**開催日時** 10月15日(日) 午前9時～12時  
**開催会場** 国東市消防本部 2階多目的ホール(国東町北江)  
**講習内容** 心肺蘇生法、AEDの使用法、止血、異物除去などの応急手当等  
 講習終了後、修了証をお渡しします。  
**募集人員** 5～10名程度  
**締切** 10月9日(月)

## 国東市消防本部ホームページのAEDの設置場所を更新しました

国東市ではAEDを市役所本庁ならびに各総合支所や小中学校、公民館等の市の公共施設、医療機関や事業所等にも設置しています。事業所等で近隣住民が有事の際に使用許可が出ている所はホームページに載せていますので国東市消防本部ホームページを閲覧ください。

又、AEDを設置している事業所等で使用許可を頂ける所がございましたら、消防署までご連絡ください。

【問合せ】 国東市消防本部 ☎0978-72-1177 (警防課直通)  
 国東市消防署 救急係 ☎0978-72-1101 (代表)

## 平成29年10月1日は 就業構造 基本調査

## 10月1日現在で 就業構造基本調査を 実施します。

この調査は5年ごとに就業・不就業の実態を様々な観点からとらえ、就業構造を明らかにし、雇用・経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

国東市での調査対象地区は総務大臣が指定した16の地域です。

調査員が準備調査及び調査票を配布するため伺います。パソコンやタブレット端末、スマートフォンを使って、回答することが可能となっていますので、ご協力をお願いします。

【問合せ】 政策企画課 政策企画係 ☎0978-72-5161

## 9月10日は 「下水道の日」です

## とりもどそう きれいな川と海 「国東の自然を守るために」

家庭や事業所などで出された水がそのまま流れていくと、川や海が汚れてしまいます。魚たちが群れ泳ぎトンボや蛸が飛び交う本来の美しい川や海を取り戻すために、下水道や合併浄化槽の整備は今やなくてはならない事業になっています。下水道や合併浄化槽が整備されると家庭の汚水をきれいな水に変えて川や海に流すので美しい自然を守ることができます。

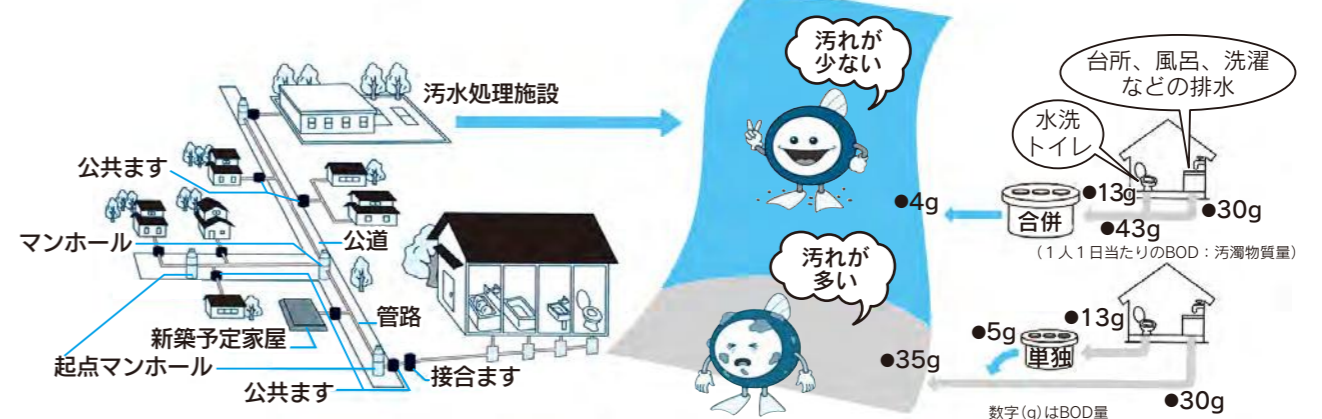
国東市では次の事業を実施していますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 公共下水道事業

都市計画区域内や下水道の認可区域内を下水道管で結び整備する事業です。

### 2 合併処理浄化槽設置事業

下水道の認可区域外で各家庭単位に合併処理浄化槽を設置した場合、補助をする事業です。



#### 住宅の密集地では

公共下水道などが整備されたら、すみやかに必ず接続しましょう。(家から下水道までの接続費用は自己負担です。詳しくは市役所までお問い合わせください。)

#### そのほかの地域では

トイレの水とそのほかの水と一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置しましょう。合併処理浄化槽の設置には、補助制度があります。単独槽や汲み取り槽から合併浄化槽に改築する場合には、今までの補助金より20万円の上乗せ補助をいたします。上乗せ補助期間は、今年度から3年間の期間限定です。この機会に浄化槽の設置をお願いします。

#### 下水道の正しい使用をお願いします

最近下水道のマンホール等に設置しているポンプが異物の流入により故障し、汚水をスムーズに流せなくなる事故が増えています。下水道の使用に際しては次の事項を必ず守ってください。

- ①台所では、野菜くず等や油は絶対に流さないでください。下水道管のつまりや、下水ポンプの故障の原因となります。
- ②水洗トイレではトイレトイレットペーパー以外のもの(紙おむつ、衛生製品等)は絶対に流さないでください。

下水道は公共の施設です。ルールを守り、正しく使いましょう!

#### •受けていますか? 浄化槽の法定検査•

#### 浄化槽は生き物! 維持管理はきちんと!

浄化槽は、微生物の働きによって生活排水をきれいにして放流する設備です。豊かな水環境を保守するためには、きちんとした維持管理(保守点検・清掃)と年に1回の法定検査が必要です。

**法定検査は必ず受けなければいけないの?**  
 浄化槽法という法律で、浄化槽の管理者(所有者)は、業者に委託している保守点検とは別に、毎年1回必ず法定検査を受けなければならないことが定められています。

**法定検査は何のためにあるの?**  
 法定検査は、浄化槽の維持管理がきちんと行き届いているかを確認するためにあります。業者に管理を委託していても、その管理状況を確認するために必ず年1回法定検査を受けてください。

問 上下水道課 ☎0978-72-5197 安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978-67-1116  
 合 国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978-82-1114 環境衛生課 ☎0978-72-9001  
 先 武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978-68-1113